

II 講演

「日本学校図書館職員史と今後への展望」

1. はじめに

塩見昇：それじゃ、改めまして、塩見です。

今日は、今、中村さんがお話のような趣旨での集まりです。ちょっと今また国会が解散とか何とかという話の中で影が少ししぼんでいるかもしれませんが、要は、学校司書を配置する制度的根拠を法制化する、そういう動きがここしばらくあって、ただ、その動きについては、このままそういうことがずっと決まっていいいのかという懸念というのか、そういうものを少なからずの人が持っていらっちゃって、少なくとも学校司書を法制化するためには、それが一体どんな仕事で、どういう人が、どんな形で法律に示されるべきかということについて、もっと基本的なことを詰めておかないといかんのと違うか、あるいはそういう幅の広い合意の中でそういうことがなされるべきではないか、そこに大変強い危惧を感じていますというのが実は私に中村さんが最初に寄せられた手紙でした。たしか書留の手紙だったので、これは何が書いてあるんだろうと初めは思ったんですが、彼女の強い思い入れをそこに感じたことでした。

そんなことから、あなたがここに出てきてくれたらこの会が成り立つんだというようなことまで言われると、私もこの動きには危惧を抱いており、大変事柄の重要性を思いましたので、お引き受けをしたということです。

私、東大でこんな公開の話をするのは初めてなものですから、そういう意味では大変貴重な機会を与えていただいたというのもまたありがたいと、こう思っております。

あと、根本さんは30分ということで、私には予定では1時間と。自分の時間を削ってあなたのしゃべる時間をあげましょうという配慮もしていただいたわけですし、さまざまな皆さんのこの課題に向けての合意が進むよう、限られた時間ですけれども、今日の趣

旨にいくらかでもかなうような話ができればと思っています。

今日話すために私のほうが準備しました資料は、3枚とじたものがあるんですが、また随分細かい字にしたなという……。 (笑) お見受けしたところ、古い顔なじみも含めてちょっとごらんいただくのが苦痛な方も少なくはないのではないかと思います、私が先につくったのはこの倍ぐらいの字にして、コピーの段階で縮小されております。

1枚目の裏表(レジュメ)が今日話そうと思っていることの流れですけれども、この全てをお話しするつもりはありません。特に真ん中あたりの学校図書館職員をめぐる一連の経緯については、今日それを逐一お話しする時間はとてもありませんし、今日の本題でもないと思いますので、頭のあたりと、裏側のほうですね、3ページ、4ページという、その辺のところを今日お話しすることのむしろ主になると思います。

それから、資料という形で、2枚目が今日の話の流れを年表風にまとめてみました。ところどころごらんいただきながら聞いてもらったらいいかと思います。

2枚目の裏と3枚目は、ちょっと後で触れますけれども、これは本からのコピーです。以上、裏表3枚の資料を準備しておきました。

1.1 私の学校図書館研究の出発点

正味50分ぐらいということですので、あまり前置きのなよけいなこととお話しする時間はないんですけども、私自身が学校図書館について研究といいましょうか、とにかく学校図書館のことを考えなきゃいけないというふうになったのは、相当昔の話ですが、1971年に大阪教育大学に移ったことからです。それまでは11年ほど公共図書館で司書の仕事をしていましたが、大阪教育大学、つまり教員養成の大学では、学校図書館学とい

う授業科目が準備をされていました。それをやるために教育大学に採用されたということが直接のきっかけであります。私自身、それまで学校図書館のことはまず99%考えたことがなかった。それでいきなり通年の学校図書館学AとBという2コマの授業をやるものですから、これはこれまでの私の75年の人生の中でも非常に厳しく辛いことでした。全くと言っていいぐらいわからないことを1年間学生に講義するわけですから。本当に暗中模索の二、三年でした。

そのときに私がまず思ったのは、何で学校に図書館があるんだろう、あるいは必要なんだということですね。それから、学校に図書館を誰が、どうしてつくったのかと。このことについて自分が——もちろん関係の本を見ればそれは一通り書いてありますよ。でも、そんなことを紹介しただけじゃとてもじゃないが授業にならないわけですし、やっぱりなぜ学校に図書館が必要かということを私自身が納得できるものをつかまなきゃいけない、つかめなきゃいけないというのが実はこの出発のときの私の問題意識だったわけです。

そのためには、学校図書館は、1945年の敗戦を境としたいいわゆる戦後教育改革の中で、アメリカ占領軍の強いサジェスチョンもあったでしょうが、学校に図書館をつくるということが初めて1947年に法規の上でも登場するわけですね。だから、その初期をやっぱりきっちりと押さえて自分で納得のいく筋道をつくる、論理を立てなきゃいけない。しかし、もっと言えば、そのときに忽然と学校図書館が登場するか、そんなことはないはずだ。そこで、学校図書館が学校に必要なという制度が全くなかったときに学校図書館を本気でつくった人というのは、これは恐らく本物ではなかろうかと。それは一体誰で、どんな考え方で、どんなふうにしてそれがあったのかというので、もう必然的に戦前というところを私の学校図書館研究の始まりにせざるを得なかった。そういう制度がないときに、でも、学校には図書館をつくるんだ、それがないと私の考える教育はやれないんだと思った先生たちがもしいたとすれば、それこそ恐らく本物の図書館ではないかと思ったわけです。それは時代を越えて恐らく今だって、そういうものに支えられなければ学校図書館というのは、形はあっても中身が生きてこないだろう。ここを一つ確かめて、納得いくように自分の一つの筋をつくってみたいというのが実は私の学校図書館研究の始まりでした。その一応の到達点が、1983年の『教育としての学校図書館』、86年の『日本学校図書館史』です。

その一環で、その当時、東京大学の教育学部の図書館にしかない戦前の雑誌のバックナンバーを見るためにわざわざ東大まで来たことがありました。私なりにその中で確認したごく初期の事柄を、要点だけ最初にお話しさせていただきます。

その一環で、その当時、東京大学の教育学部の図書館にしかない戦前の雑誌のバックナンバーを見るためにわざわざ東大まで来たことがありました。私なりにその中で確認したごく初期の事柄を、要点だけ最初にお話しさせていただきます。

1.2 制度的保障のなかった戦前の学校図書館

戦前の学校図書館というのは、学校の中に教師が集めた本のコレクションです。学校の中に本を集めるということが今に比べてはるかに国家統制の厳しい戦前教育の中においては難しかったと思います。これは、子供には一体どんな教育が必要なんだ、子供にとって必要な教育とは何かということを真剣に考えた先生たち、あるべき教育を求める教師の教育実践の中で実現できたことです。当時は国定教科書を伝えることが何といても教育の大筋だったはずですけども、国定教科書に依拠するだけでは子供たちに本当に必要な教育というのはできないんじゃないか。もちろん国定教科書を否定するということは許される時代じゃありませんが、少なくともそれに加えているんなものを持ち込むことが必要だ。「投げ込み教材」ということばがありま

す。それを子供たちに紹介し、授業の中で活用し、子供たちに触れさせることによって、それが子供の学びをもっと深めるし、子供たちの豊かな体験になり、成長発達に役立つだろう、こういうふう考えた先生たちが自分の身銭を切って本を買い、それを学校に持ち込んだ。それが戦前の学校図書館といえれば学校図書館です。名称は学級文庫と呼んだり、児童図書館と呼んだり、子供図書館と呼んだり、いろいろありますけれども、ひっくるめて学校図書館というのはそういうところから始まった。まずそういう事実があるということを経験して確認することができました。まさにそれが日本における学校図書館の始まりでした。

しかしながら、そこでいう図書館というのは、本の持っている教育力を教師自身が活用するということです。本には力がある。教科書はもちろんそれなりに大事な教材だけれども、それ以外にいろんな学習の素材がある。当然今みたいにマルチメディアの時代じゃありませんから、多様な本がそれぞれ持っている力を教師が自分で発見して、自分が授業で活用する、あるいは子供たちに紹介する、そういう必要から始まったのが図書館であった。ですから、この時代の図書館には、その機能は何だとか、あるいはその機能を誰が担うかという担い手の問題、いわゆる職員問題というのは全く存在しません。つくった先生自身がその人の教育のために用意するわけですから、誰かに運営してもらおうなんていうことは考えるはずもなかった。そういうところが出発になります。

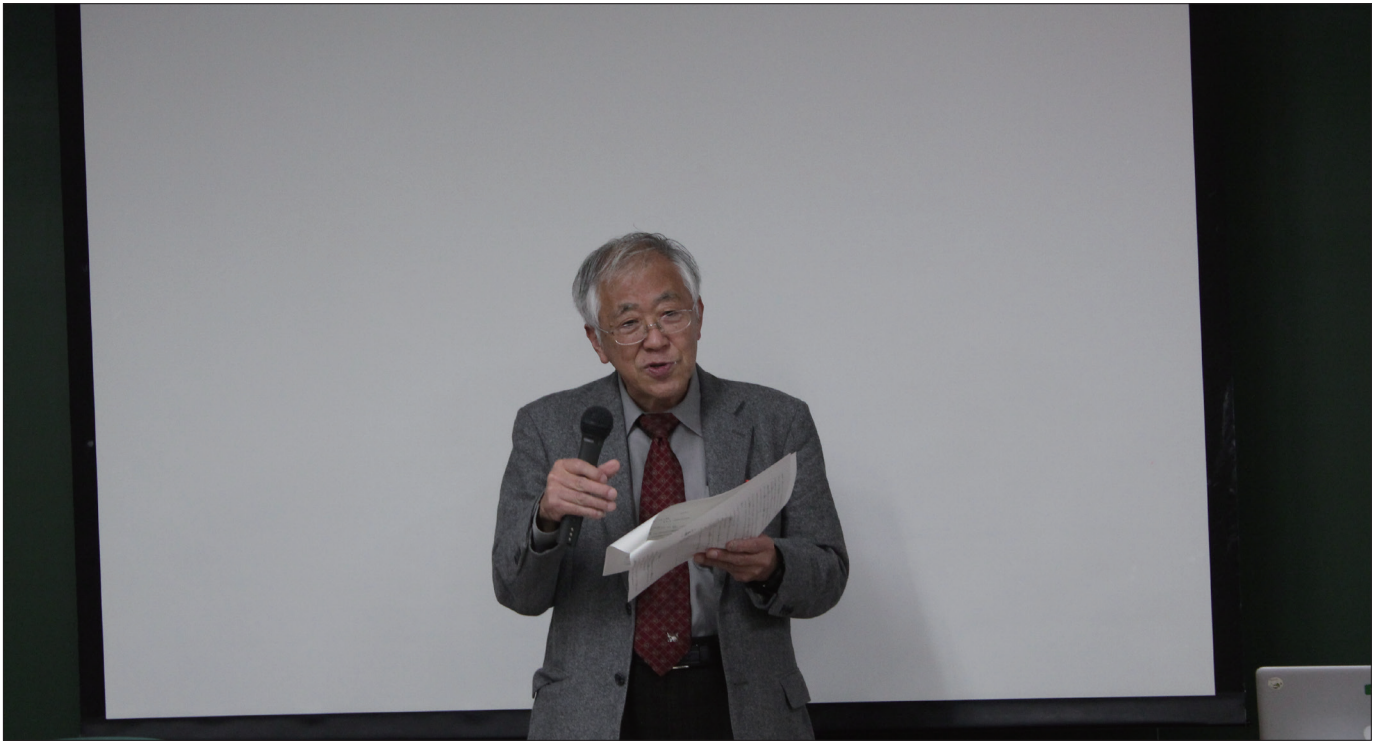
戦後の初期も、基本的にはその点はそう変わっていないだろうと思います。もちろん占領軍の示唆があって学校教育法施行規則というものが1947年（昭和22年）にできて、その中の第1条で、学校には、学校の目的を実現するために校舎とか運動場とかが必要だと規定され、そこに「図書館又は図書室」

という——規則の中で何とか「又は」というような言い方は極めて珍しいと思います。それぐらいつくった人たちもイメージがしにくかったんだろうと思いますが、「図書館又は図書室」が学校には必要だとなった。これは日本の教育法規の中で学校図書館の必要性を言葉で明記した最初です。施行規則ですから法律本体ではないけれども、法律に基づく規則、文部省令です。そこにそういうことが加わった。これは戦前とは決定的な違いで、図書館があることは国が法律、法規に基づいて奨励する対象になったわけです。

ちょっと後で触れますが、戦前の場合、そういうものをつくったら、そのこと自身が身の危険になるかもしれないということの中で教師がつくった。この大きな違い、ここはもう完全に不連続の部分です。しかしながら、そういうものが学校に必要で、そういうものがあることを前提にして私の授業ができるんだという教師の思いに支えられたという点においては、やはりこれは教育実践の連続した営みに当たる。敗戦という時代の転換はあったけれども、教育の論理として持続していたというふうに私は確信することができました。

ただ、その教育にとって必要だという部分がどういう中身だったかということに関しては、学校図書館運動の大先達、関西では大変有名な尾原淳夫さんという人が、戦後初期の学校図書館運動を回顧するお話の中で、当時の学校図書館は「情緒的だった」というふうにおっしゃったことがあるんです。情緒的という言い方の中に込めた一面は、その辺のことを指しているかなというふうに私自身は理解しています。

やがて新教育の熱が冷めていきます。教育行政も確かに大きく転換をしていきます。そういう中で、この戦前から戦後につながった初期のまさに教育を教師が模索した時代、戸惑いつつ模索をしたといった言い方がいいと



と思いますが、先生たちの学校図書館への関心が弱まっていく一方で、制度としてあることになった図書館は、あるから誰かが運営しなきゃいけない、管理しなきゃいけないという側面が出てきます。だんだん規模も整っていく中で、その担い手という問題がクローズアップされてこざるを得ない。原点だった図書館に対する教師の思いが冷めていく中で、だからこそ誰かにやってもらわなきゃいけない。これは一つの皮肉だというふうに言えるかもしれませんが、そういう関係の中で学校図書館職員の問題、スタッフの問題というのが戦後少したって出てくるわけです。その基点と、じゃ、その人たちが担うべき役割とは一体何なのかということ、などが今日の、あるいは我々がこれから考えていかなきゃいけない課題につながっていくわけです。

ですから、学校図書館の担い手の問題というのは、そのことに先立って、何で学校に図書館が必要なのか、それは何が支えるのかということと極めて切り離せない関係において、あるということを初めに申し上げておきたいと思います。

2. 学校図書館の発生、起点

今日は、そういう問題意識というか、事柄の把握を基点にして、「日本学校図書館職員史と今後への展望」ということで、私なりに若干の問題提起みたいなことをお話ししようと思います。

用意したレジュメはちょっと長目に経過を書きましたが、そこはもうほとんどお話することはありません。むしろ3ページから4ページにかけての論点、展望と書いてある、その辺のところが主になりますが、初めの、学校図書館の基点の部分に関するについて、若干時間をとっておきたいと思います。

二つ資料をつけました。ページでいうと4ページと5ページということになります。今申し上げた戦前の日本の学校図書館の発生、基点にかかわる部分に直接関係する部分ですが、学校に存在する図書館というものの性格というのか、本質というのか、そういうものにかかわる資料を3点準備しておきました。

2.1 大正13年の「副読本禁止の次官通牒」

まず、4ページ目のところですが、左側に「信濃毎日新聞」の記事、右側に「教育問題研究」とあります。これはいずれも私の『日本学校図書館史』という本の中の1ページですので、興味のある方はまたこの本でどうぞご覧ください。

左側の信濃毎日新聞は、大正13年5月17日の夕刊です。当時は、大正自由教育と言ったり、あるいは大正デモクラシーという言葉が言われたりする、戦前日本の中ではちょっと風通しのよかった時期というのか、あるいは、その後ですぐ厳しい統制時代が出てきますから、ちょっとの間やや自由な空気が流れた時代というような時期です。当時各地にたくさんつくられた私立学校、それから師範学校の附属小学校には、一般の公立学校に比べると目的意識をはっきり持った、あるいは非常に個性のある優れたリーダーが教師集団の中心にいた。そういう学校で、いわゆる大正新教育と言われる、もう少し子供のサイドというのか、子供たちに本物の教育をというふうなことを探る、あるいはそのための方法や内容を、教師が探究的に模索した時代がありました。

その中の一つに副読本の使用があります。要するに、国定教科書は絶対的な教材なんだけれども、それだけではとても自分が思っているような教育はできない。もっと子供たちには豊かな、多様な学習素材に触れてほしいということで、先生たちは一つの方法として副読本という教科書を補うような教材を作るわけです。

東京の世田谷区に生まれた成城小学校においても副読本がつくられ活用されました。しかし、そういう熱心な先生のやること自身は否定すべきことではないけれども、副読本のウエートが高まっていけば相対的に国が定め

た国定教科書の扱いが軽くなる。国定教科書軽視の風潮を育てることになりかねない。そこで教科書類似のものを教科書のように扱って授業をすることがこのごろはやっているが、これは極めて遺憾なことだという通牒を文部省が次官名で5月13日に出したわけです。これを受け止めた「信濃毎日」の記事がこの左側の図版です。

そういう新しい教育を目指した運動が非常に盛んだったところの一つが信州でした。信州は信濃教育、信州教育ということで、非常に教育に熱心な県だと今でも言われていますが、信州の教育に向けてこの通牒が出されたというふうに当時の信州の先生たちは思った。それぐらい皆さん自負を持って取り組んでいたわけです。そして、信濃毎日は地元の有力紙として、いわば教育界の総意を受けて、文部省通牒に対する批判をトップ記事で取り上げたということです。熱心な教師たちが本物の教育を模索した。そういう実践があるところまでは許容されたけれども、ある段階までいくと国家権力が認めない。そういう緊張関係を見てもらうためにこれを挙げました。

2.2 成城小学校による『教育問題研究』

右側には『教育問題研究』という雑誌があります。これは成城小学校でつくられた、この学校の実践研究誌です。この雑誌は、私が研究を始めた当時は東京大学の教育学部ぐらいにしかなかったので、これを見るために私は東大まで来たということがありました。

ここに載せてあるのは、『教育問題研究』の大正14年1月号の目次です。児童図書館特集です。教育の雑誌が図書館を特集するということは比較的珍しいですね。今でも、数年に一遍ぐらいあるとしてもそう頻繁にあるわけではない。ところが、成城小学校のこの機関誌は、ふだんの号の1.5倍ぐらいのページをとりまして、ものすごく分厚い、百数十

ページの特集を組みました。大特集です。「児童図書館特集」とうたって、目次をごらんいただくと、「児童図書館の必要」——この児童図書館は実態として学校図書館です。「欧米に於ける課外読物の状況」、「児童読物の調査」、「児童読物の指導について」、「児童図書館の経営」というような言葉もちゃんと使っています。

この特集がなぜ出たかということが実は当時の私の大きな関心であって、見ていくと、この特集に寄稿しているこの学校の先生一人ひとりが、最近文部省からこんなばかげた通牒が出た、こんなことではうちの学校の教育はできない、私の考えている授業はやれないというふうに、入れかわり立ちかわり5月の通牒批判をこの特集でやっているわけです。これは、私はすごいことだと思いました。戦前のあの時代に文部省の次官通牒に真正面から総決起集会を開いて反対するとなったら、この学校は潰されるでしょうけど、自分たちの教育実践の理論誌、発表誌を通じてその批判をやるわけです。実は、これが学校図書館なのです。

学校図書館というのは、とりわけ戦前のように制度的保障のない時代に教師が目指す学校教育をやろうとすれば、当然国家権力との一定の緊張関係は避けられません。そのことをあえて辞さずというところで登場したのが図書館です。私は、図書館が持っているリベラルな感性みたいなものは、本質的にはそういうものだろうと思います。教育の自由に向けた闘いにとって、図書館が一つの大きな足場になったということを見ていただきたいと思って、この資料はあえてつけました。詳細はぜひ私の本を見てください。

2.3 戸塚廉『いたずら教室』

もう一枚は、そこから数年たった時期のことですが、私が学校図書館研究で最初に出

会った昔の現場の先生に戸塚廉さんという人がいまして、その人の話を聞きに静岡まで行きました。初めて会った先生の家に一晩泊めてもらって話を聞いて帰ったのですが、その戸塚さんが子供向けの読み物として書いた『いたずら教室』という本の一節です。今はもう絶版ですが、探せばどこかにあると思います。これは、戸塚廉さんが自分のやった村の小学校での教育実践のことを生活童話という形で書いた本で、子供向けの読み物です。

昭和8年に教員赤化事件というものがありました。赤い教師を国家権力が追放したという、教育運動史の中では大事件ですが、このときに治安維持法で教壇から追われた一人が実はこの戸塚廉という教師でした。その先生が最後のところに書いた一節がこの文章です。学校を追われて、先生は自分の持ち物をリヤカーに積んで学校から去っていくのですが、そういう場面が書いてあります。

その先生が自分の荷物をリヤカーに積んで去っていく。それをもとの戸塚学級の子供たち、まさにいたずら教室、わんぱくな子供たちが窓からその先生を見ながら、前だったらすぐ飛び出して行って先生の荷物を押してやる、引っ張ってやるということをやったんだろうけども、一つ時代が動いていますから、非常に厳しい監視や管理教育が出てきている。だから、飛び出して行って助けるわけにいかない。先生が危なっかしい足取りで危険な坂道を大きな荷物を引いて去っていくのをじっと見ていなきゃいけない。その悔しい思いを書いた上で、「先生は、しかし、ブレーキ用につけたずり棒をうまく使って、ようじんしながら、ひと足ひと足ふみしめてゆきました。『おれは、おれの力では、せおいきれぬ荷物をしょって、道をいそぎすぎたんだ。荷物が重いときは、急いじゃいけない。』先生は、そんな、わけのわからないひとりごとをいいながら、でこぼこの坂道をくだってゆきました」というところで、この本は終わっ

ているんです。

この重い荷物を背負い過ぎたということの中に、戸塚さんが込めた事柄があります。実は、この引いていったリヤカーに積まれているのは、子供図書館の本なんです。戸塚さんが子供たちに読ませてやろうということで買い集めて学級に置き、何であのクラスだけあるんだと、ほかの先生も興味を持つものですから、それを村の学校の図書館というふうにして運営してきた。ところが、戸塚さんが治安維持法で教壇から追われますと、そんな危険な先生のやっていた仕事を引き継ぐ人は出てきこないわけです。結局、戸塚さんは、自分の教育実践のシンボルとしての子供図書館の本をリヤカーに積んで学校を去っていくわけです。それがこの「重い荷物」です。

だから、道をあまり急ぎ過ぎたらあかん、身の丈を超えた荷物を背負い過ぎるのも考えものやということを言いつつ学校を去っていく。まさにこういう形で一人の教師と運命をともにしたのが昭和8年の村の学校図書館です。信濃毎日がキャンペーンした事柄、成城小学校の先生たちが機関誌を挙げて批判した大正13年の通牒、そして、この戸塚さんの話、三つの史実を通して、最初に私が申し上げた学校図書館が何によってつくられて、誰がそれを維持していったのか。何のために生まれて、誰がそれをやったか。そして、ある状況のもとでは、それは担い切れない重荷になることもあり得たというところに、教育の場の図書館の一つの象徴的な姿を見ていただきたいので、今日はこの資料を持ってきました。

3. 学校図書館と専門職員

3.1 学校図書館を巡る法令

レジュメのほうに戻ります。戦後初期の新教育の模索の時代ということを書いていま

す。今日は職員問題ですから、学校図書館そのものの出発点みたいなことは今日の主題じゃないのですが、やはり学校図書館が学校の中に必要だということで、つくられるようになった一つの大きな起点というか、時期を画したものとして、私はまず昭和22年につくられた学校教育法の第21条2項を挙げたいと思います。学校教育法自身は2006年に大きく変わりましたので、現在は34条2項というなじみのない条文になってしまいましたが、改正前は21条2項です。

学校教育法の中には、学校図書館という言葉は全く出てこないのですが、やはり学校教育法に基づいていない学校図書館というのはいり得ないので、学校教育法自身がどういう形で学校図書館の必要性、根拠を規定しているかというのを見ていくと、この21条2項が極めて重要だと私は思います。第21条というのは、学校では文部省の検定を経た教科書を使わないといけないというものです。それを受けて、前項の教科用図書（教科書）以外に有益適切な教材を使うことができるというのが、21条2項です。「図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる」と書いてあります。

これだけ見るとどうしてこんな分かり切ったことが、という条文です。当たり前といえば当たり前。学校の中で教科書以外のものも使えますよと。地理の勉強をしようと思ったら、昔の先生はぐるぐる巻いた大きな掛け図を持ってきて、それを示しながら、ここが日本ですよ、これがアメリカですよと、やるわけでしょう。歴史の勉強なら年表を使います。そういうものを使わないでやることのほうがよほど不思議ですが、先ほどの話を重ねていただくとわかるように、それまでは、教材は国が定めた。国が選んで、これで教えなさいという制度になっていた。実態はいろんなことがあったにしても、制度はそうだったわけです。それに対して、現場が有益で適切なも

のを選んで使うことができるという条文が明記された。これは学校教育法に初めからあるわけです。私はこれがやはり法体系の中で学校図書館を根拠づける原点だろうなと思います。有益な教材を自由に使えますよ、しかし、その教材は教師が自分の工夫でどこからか探してきなさい。給料を払っているんだから自分のポケットマネーで買ってきなさいというのでは、やはり公教育とは言えないだろう。そういうこともできるというのであれば、できる環境を学校はつくらなきゃいけない、教育行政が整備しなきゃいけないというところで、それが学校図書館になっていったのだと思います。この条文を受けて、学校教育法施行規則第1条で、学校の目的実現に必要な図書館または図書室を設けなければならないとなるわけですね。これが学校図書館制度化の基点だと思います。

ここには職員の問題は出てきませんが、学校図書館がまさにそういう意味では教材の館としてつくられた。「教材館」という言葉が昭和20年代の初めぐらいに、そういう目で見るとちょこちょこ出てきます。これのシンボリックでおもしろい話としては、ある大阪市立の小学校の昭和23年ぐらいの学校要覧ですが、学校要覧ですから、学校にはこんな施設がある、あんなものがあるということが載っているわけですが、その中に学校図書室と出てくるわけです。そして、その学校図書室の一部として何が入っているかというところ、ウサギ小屋が載っているわけです。それから、教師と子供たちと一緒につくっている学校園もあります。当時だから大根をつくったり芋をつくったりしたと思いますが、そういう学校園も実は図書館だというわけです。

ちょっとこれは行き過ぎかもしれませんが、後の学校図書館法には、学校図書館資料として「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料」と書いてあるんです。ウサギも鶏も食べるために飼っているんじや

ない。生き物と一緒に触れ合い、観察するためのものですから、まさに学校教育に必要な資料なんですね。それから、芋を植えるにしろ、アサガオを育てるにしろ、やはりそれは学校教育に必要な教材なんです。だから、学校図書館が力を持っていた時期、学校図書館というものの熱が高かったときには、そこまでも実は図書館に取り込んでいた。昭和23～24年ごろは、図書館を教材センターとして重視した時期があったということです。それはすぐに冷めてしまいましたが、学校図書館の基点は、教材館とか教材センターという性格づけを備えていたということは間違いのない。これが学校図書館そのものの出発点に当たるところです。

そういうことの中で職員を考えるために再度強調しておきたいのは、それを使って何をやりたいかという先生たちの思いがないところには、学校図書館は生き生きと存在しようがないということです。ですから、学校図書館職員の問題を考えていくときも、そういう教師の共感というのか、教育に取り組む一人一人のもちろん力も大事だけど、それをある程度まとめ上げた集団的な力みたいなもの、少なくともそういうものに支えられていないと、学校図書館職員問題も教育の課題として、なかなか本当のものになっていかないのではないかと思います。言い換えれば、そうした教師の教育実践への思いを共有し、その具体化のために協働できる人こそが、学校図書館の専門職員たりうる、ということになります。

3.2 政争に翻弄された学図法改正問題

真ん中あたりにずっと学校図書館をめぐる流れを書いておきましたが、1点やはり今のことも絡んで、1960年代の終わりから1970年代に、幾つもの学校図書館法の改正案がつくられて、国会に上程をされました。半分通りました。半分というのは、例えば先

にやった衆議院では通ったけれども、参議院では通らなかったとか、その逆だということを何度も繰り返しています。

ちょうどこの時期は、教職員組合が元気で、文部省もそれに張り合う形で結構力があつた。つまり、文部省対日教組という構図が強かったものですから、教育の問題がものすごく政争の渦中にあつた時期です。そして、この提案も学図法のできたときのような議員立法ではない。あるいは、近年のように議員立法ではなしに、片や自民党、片や社会党、という政権政党と代表野党がそれぞれ提出するという形をとったものですから、中身の問題以上に、改正案そのものが政治色を帯びてしまったということもありました。中身になってくると、司書教諭と学校司書の関係をどう表現するかという問題で合意がなかなか成り立たない。そういうことで結局潰れていったわけです。

この問題も、単に司書教諭が上か学校司書が上かというようなレベルの問題だけではなしに、より基本的にはそれを強く当時の人が意識したかどうかは別にして、私はこんなふうに思います。当時、文部省と日教組の対決の中で、最も中心的な教育課題というのは、教科書裁判もそれにつながりますけれども、教育課程を誰がつくるかという問題です。「教育課程の自主編成」という言葉が随分教育の世界では使われました。片や文部省が、学習指導要領は、法的規制力を備えた文書であつて、教育課程のよりどころだ。これを外れてはならないと強調する。現場のほうでは、教育課程自主編成ということで各学校が独自に教育課程を編成しようとする。ここから実は教育学者も含めて対決構図を示した時期です。教育課程というプランニングの主体をどう考えるかということばかりが先に立って、その中で何をどう教えるかということの手前のところで対決姿勢が強まった。今から思うとそんな感じがします。

そういう形で教育問題が非常に政治的なカラーを含めて対決したことは、私は不幸だったなと思います。司書教諭だ、学校司書だという中で、社会党が言ったからこうだ、自民党だからこうだということところで幾つかの改正案が潰れてしまった。ひょっとしたら、あのときにそれが通っていたらもうちょっと違ったその後の展開になったかもしれんなどというものもあったような気がするわけで、そういう意味では、随分不毛な時期を重ねた歴史があります。

3.3 教育をともにつくる学校図書館専門職員

突き詰めてみると、教育課程というのは学習指導要領で何を教えるべきか、例えば法律で国が教育の価値を定めることが是か非か、こんなところが非常に鮮明によく議論になるわけですが、そのことの中で、国が教育課程をつくって、全部の学校がそれに従う、そんなばかなことはあり得るはずがない。戦前でさえ国定教科書をカバーするいろんな教材を使った先生がいるわけですから、教育課程というのは現場がつくるのはある意味では当たり前なんです。しかしながら、組合が言うように、何にも国家基準がなくて、ナショナルカリキュラムが全くないところで一つずつの学校がその学校のカリキュラムをつくるなんていうことは、これまたそんな力量が教師集団、全ての学校にあるはずもない。どちらも非常に両極端のところでは不毛な教育課程編成の対決をやって、大事な、具体的なカリキュラムに基づく学習内容のところを丁寧に詰め、そしてそういう教育ができるような学習条件を整えるというところに議論がいかんかった。

教育学の研究者の中でもやはり学習環境論というのはものすごく影が薄いです。教育の内容と方法をどうするかというのは教育学者も非常に熱心で、特にある時期の東大教育

学部は国の教育行政に対して大変元氣に対決をした時代がありました。しかし、そういう中でも学習環境を整備する、一人一人の教師のいい授業を支えるシステムをどうつくるかみたいなどころには関心が向かなかった。そこへいくもっと手前のところで、やはり大きな問題のほうが先に立つわけです。そうではなくて、教育課程の自主編成みたいなどころでけんかするんじゃないなくて、学校現場の中でカリキュラムを編成する力をつけ、それをどう具体化するか。そのためには、例えば一人一人の教師の思いを本当に支える学習指導の問題やら、今の言葉でいうならメディアの問題というようなことを丁寧に掘り下げていく。そういうことがほとんど議論にならないままに推移してしまったということが、私は学校図書館を考えるためにも大きな問題だった。そして、その問題が出てくれば、やはりそこで学校図書館の専門家の問題というのが当然出てこざるを得なかったらと思うわけです。

いい授業をするのは、教師です。そういう優れた教師一人一人を支えるために、学校図書館というのはまさに資料とメディアの専門家としてある。そういう観点から、授業をやる教師とはちょっと違った立場で、その先生の授業実践を支えるプロとしてかかわるといふ仕組みが必要ですが、残念ながらそういうふうには展開しなかった。これは歴史に対する残念な思いとして、反省としてあるような気がします。先ほどずっとお話ししてきたような、教師の共感に支えられた学校図書館員でなければいかならうという話に重ねて、そういう部分が学校図書館職員に問われる中身になっていくんだらうなと思います。

4. 学校図書館職員像探究の論点

4.1 学校図書館職員の現在—歴史的所産

3 ページ目のところに、「学校図書館職員像の探究 論点」と書きました。今日は論点の会だというから「論点」と書いたんですが、その最初のところに、「多様な本（資料、情報）の備える力を、教師との協働関係の中で、教授＝学習過程や子どもの成長過程につなげて活かす組織の営み」であり、その担い手というところが学校図書館職員像になるのかなというように思うということと、それから、日本の学校図書館職員の現状というのは、これはさまざまな見方があると思います。片一方には、制度としてちゃんと法律の中にも明記をされながら、実態からいうと非常に乏しい司書教諭という一つの職種があります。もちろん司書教諭で大変優れた活動をしていらっしゃる専任司書教諭が私立学校等にあることは十分承知していますけれども、トータルとして公立学校を主に考えた場合には、名前とか制度はあるけれども、実態において限りなく乏しい。一言で切って捨てるるとちょっとじくじたるものはありますけれども、やっぱりそう言わざるを得ない一つの職種なんです。片一方では、内実は非常に多様だけれども、かなりの実態を備えた学校司書がいる。しかしながら、「私たちには本籍がないんです」と言って訴えた人がいるわけですが、まさによりどころがない。制度がないわけです。それでもそれなりに一定の実態を持つに至っている。しかし、ちょっと立ち入ってみると、本当に大きな違いがあるということもまた確かで、こういう二つの職種がいま現に存在するわけです。

そのことは、私はレジメに書いたように歴史的所産として生み出されたものだと思います。決して理屈でこの二つのものが必要だ

ということで積極的に生み出したわけではなしに、まさに生まれるべくして生まれた。本当にさまざまな理由によって必要性があって現場がつくり出したということです。最初はちゃんとした公費の予算などありませんから、初期の学校司書、学校図書館事務職員は、みんな子供たちが持ち寄る図書費でまかなわれました。子供が毎月10円を持ってきて、そのうちの5円は本を買って、5円は司書のお姉さんの給料だという形で始まったんです。あるいはPTAがバザーをしてつくったお金の一部が司書に払われた。

私の中学校の同級生、少し前にもクラス会で会ったんですが、彼女は1954年から60年ぐらいまで6年間、母校の中学校で司書の仕事をしていました。彼女はええところの娘さんで、すぐに働かんといかんということがなくて、しかし、進学もしていなかった。しばらく家でぶらぶらしていたんですね。あるとき何かやることないかなと思って母校へ訪ねていったら、前の担任の先生が、「あんた、家におるなら図書館で仕事せえへんか」と言われて、それがきっかけで仕事を始めた。1954年ぐらいの話です。学校図書館法の制定前後ですね。それから6年間ぐらいその学校で働いて、お嫁に行くために辞めました。後で彼女と話をする機会があって、「あんたの話は歴史の証言としてちゃんと取材せんといかん話だね」と言ったら、私もそんな仕事をやっていたことになるのか、というようなことを言っていましたけれども、全く何も知らないときにそういう仕事に就いている。係の先生から、これがNDCというものやと教えてもらいながら仕事をしていたと言っていました。そういうのも一人の学校司書の出発点だった。

これは、誰かがやってくれんといかんといふところでやったわけですが、この仕事のためにこんな人が必要だ、というところから始まったわけでも何でもありません。とにかく誰か頼

める人がいたらやってもらう。この人が来たからそのことをやってもらおうみたいな、まさしく現実がそういう人たちを生み出していったわけです。ところが1960年に、公教育の世界でそんな子供が持ってきたお金とかPTAのお金（私費ですね）で給料を払うようなことがあってはならないというのが出てきて、私費の使用を禁止するという文部省の通達が出たことがあります。その結果、そう言う以上は公費でちゃんとやらないといかんよというので司書を公費化したところも一部にあったが、いけないのらやめようと学校司書そのものを止めた学校もある、という時期がありました。

二つの職種というのは、まさしくそういうふうになるべくしてなったというか、そうならざるを得なかったというか、歴史的必然として生まれてきた存在です。しかしながら、じゃあ、その2職種は本当にうまく整理をすると制度としても成り立つのかということですが、二つの職種が必要だからなったんじゃないし、片一方が、制度だけあるのに中身がない、だから働き手が必要だという感じの中で生まれてきたものですから、改めて今の仕組みで養成される司書教諭が、どういう人がどういう思いで何を学んで、そして学校の中でどういう立場でその仕事にかかわっているのかというところをもう一遍きっちりと整理をすることの中で、現行の司書教諭の展望として何があり得るかというのを見ていく必要があると思います。

専任司書教諭という言い方をしている人たちがいますが、私は、現行制度の展開としてこれはあり得ないと思っています。今、司書教諭の資格を持っている人の大半は、図書館のことだけをやるという思いで資格を取ったわけではありません。私は司書教諭の講習会に来る受講生にいつもそれを聞くんですけど、「あなた、もし条件が整えば、あなたの学校で図書館の専任になりますか」と言った

ら、「いや、なりません」と。「やっぱり教師は授業をやって何ぼのもんや。その上で私のできる範囲で図書館のことをやりたい」と言います。多分まともな先生ならみんなそう言うと思います。やはり専任司書教諭をとる場合には、専任スタッフとして、専門家を養成するという仕組みで入っていなければいけません。途中から「あんたは図書館だ」と言われれば、何で私から授業を取り上げるんだというふうな感覚を含めて、これは成功しない。かつて東京都が専任司書教諭をやって失敗したのはそれに通じます。だから、歴史の教訓としても、今の制度を前提に専任司書教諭という発想はすべきではないと思います。

一方、学校司書に関しては、これまたあまりにも中身が多様ですから、どの人を指して学校司書と言ったらいいのか。例えば、誰に聞くかによって全然違ってくるといふぐらいの差があります。しかし、少なくともある程度の要件を満たして採用され、そして学校図書館の教育の仕事を担当しているという思いで実践をし、研鑽を重ねてきた、そういう人たちのレベルを当然主たる対象にしつつ、でも、その中から、それが本当にこの学校図書館の専門職、先ほど教育の仕事に携わる教師と協働して資料やメディアの面から専門的に教師の活動を支え、そして一緒になって教育をつくっていくという仕事というふうな言い方をしましたけれども、そういう仕事がやれるような状況をどうつくっていくのか、そのために克服すべき課題、あるいは今どうなっているのかというあたりをきちっと総括していくことが当面必要だと思います。

4.2 二職種併置

その上で、そういう二つの職種の併置というのが理論的に成り立つかどうかというのは十分考えていく必要があると思います。私は恐らく小さな学校図書館という世界の中で、

上下関係で並べるなら別ですけれども、全く性格を異にする二つの教育専門職種をつくるということは、この二つの職種が違うものだという事を明確にしなければ二つの職種をつくる根拠はないわけですから、そのことを立てるのは非常に難しいことだろうと思います。2職種があってはならんとまでは言いませんけれども、極めて難しいことだろうとは思っています。

それでは、単一専門職としての展望はどうなるのかということですが、学校図書館専門職員は、教育の専門家であることは間違いのないと思います。教育の仕事をする専門家であることは間違いのない。ただし、教育の仕事をする専門家というのは、日本では通常教師です。教師以外にもスクールカウンセラーとか、学校の栄養士さんとか、広い意味で教育の営みを担う専門家は幾つかないわけじゃない。それらが教育の専門職であることは間違いのないとして、それが教師の一種なのかどうか、ここが一つの大きな論点だと思います。

先生の一つとして養護教諭というのがあります。養護教諭は、教員です。だから、大阪教育大学は養護教員養成課程というところで養護教諭の免許状を取る先生を養成しました。これに並ぶ形で司書教諭を考えるというのが一つの考え方です。それを含めて、学校図書館は教師でないとかかんのかどうか。教師とは違うけれども教育の専門家というものも、私は、まだ極めて少ないけれども、あり得ないことはないと思います。このところをどう考えるかという問題も一つの大きな論点でしょう。

4.3 位置づけ—教育専門職か図書館専門職か

一方、図書館の専門職として、この学校図書館専門職はどういう位置づけになるのかという問題があります。教師系列の専門家という形で位置づけたときには、多分図書館界か

らはかなり離れてしまうでしょう。しかし、学校図書館も図書館だということを強調したいという考え方も現にあります。

この辺の立場からいうと、学校図書館専門職は教師の一種なんだということを強調すれば、図書館との共通部分は大変薄くなっていくだろうと思います。図書館の特性を踏まえて新たな教育専門職を、という展開をそこからどう展望し得るか。ですから、図書館専門職の中における学校図書館専門職の位置づけの問題、あるいは教育の専門家の中での司書教諭なり学校司書（名称は何と云ってもいいでしょうが）の位置づけというところ、これはものすごく重要かつ大きな問題です。その辺を曖昧にして、とにかく図書館には人が必要だという根拠を法律に書いたら一歩前進やと、そんな気楽な話でないことだけは間違いないと思います。そのことを抜きに学校図書館の専門家についての制度化はとても考えられません。今日の集会は少なくともその辺について一遍立ち止まって考えてみようという趣旨だと思いますので、ぜひひとつ皆さんいろいろこの際考えていただけたらいいなと思います。予定の時間を少し超えてごめんなさい。（拍手）

中村：塩見先生、ありがとうございました。

実は超えていないのですよ。私が最初に10分ぐらいしゃべってましたので、プログラム自体がよろしくないわけですね。申しわけありません。

ですが、私がうかがいたかった、運動論としての展望みたいなこととかがレジュメには書いてありまして、後で多分、質疑応答のときなどに追加でお話したいし、いただいたほうがいいであろうところもちょっと残していただいているのかなというふうに思いますが、一度休憩にしたいと思います。